

年末調整について

～税金に関わる大事なお知らせです！～

年末調整は、毎月の給料等から源泉徴収をした税額と、その年の給与の総額について納めなければならない年税額を比べて、その過不足額を精算する手続きです。

1 扶養控除等（異動）申告書

- 源泉控除対象配偶者は、本年の所得が85万円以下（給与所得だけの方は収入が150万円以下）の人が申告できます。
- 扶養親族は16歳以上（平成15年1月1日以前生まれ）で、本年の所得が38万円以下（給与所得だけの方は収入が103万円以下）の人が申告できます。

2 配偶者控除等申告書（該当者のみ）

- 配偶者の合計所得額が0～123万円（給与所得だけの方は収入が201万6千円未満）の人が申告できます。

給与収入見込証明書（本年1/1～12/31の間の見込がわかるもの）、年金改定通知書等収入が確認できるものが必要になります。ご準備ください。



3 保険料控除申告書

- 生命保険料控除の限度額は合計で12万円です。

H23年12月31日以前に契約した保険	「旧生命保険料」「旧個人年金保険料」 控除限度額はそれぞれ5万円
H24年1月1日以降に契約した保険	「新生命保険料」「介護医療保険料」「新個人年金保険料」 控除限度額はそれぞれ4万円

※ 保険会社発行の証明書の添付が必要です。自宅に届くものもありますのでご注意ください。

- その他、地震保険料控除・社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除等があります。

・ご家族の社会保険料を支払った方は、社会保険料控除として申告することができます。
厚生労働省又は国民年金基金が発行した証明書類をご準備ください。

・個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入されている方は、小規模企業共済掛金控除として申告することができます。

10月末頃に国民年金基金連合会から郵送される払込証明書が必要です。



4 住宅借入金等特別控除申告書（該当者のみ）

- 最初の年は確定申告をし、2年目から年末調整での控除になります。
- 申告書を提出する場合は、借入金年末残高証明書を添付してください。

～ところで・・・「収入」と「所得」の違いって何？(；´д｀)～

「給与収入」は、いわゆる年収です。源泉徴収前の給与・賞与を全て合計した金額です。

「給与所得」は給与収入から経費とみなされているものを給与所得控除として差し引いたものとなります。

例えば、年収が103万円の人は給与所得控除として65万円が年収から差し引かれます。

この場合、年収103万円 - 給与所得控除65万円 = 所得 38万円 となります。



特殊勤務実績簿について

10月分 10月25日（金）締切 その後、システム入力をして11月給与で支給されます。

◆学校事務に関するお問い合わせや相談ごと 亀山市学校事務センターまで
専用電話 82-1177 FAX 82-2766